

今まで知らなかったことを知るよろこび...それは感動!

市民総合大学

◆◆高齢者コース(児玉キャンパス)受講生募集◆◆

「市民総合大学」は、市民のみなさんに向けて設置された生涯学習の場で、高齢者コースと成人者コースがあります。すべてのコースは1年制で開催され、高齢者コースでは、児玉キャンパスと本庄キャンパス(平成23年度以降開講予定)に分かれています。

今回、高齢者コース(児玉キャンパス)の受講生を募集します。みなさんの仲間づくりや生きがいづくり、また、自分の学習成果を地域の活性化やまちづくりに生かしてみませんか。

✎ 高齢者コース(児玉キャンパス)募集要項

期間 5月から平成23年3月までの毎月第3木曜日 全11回 午後1時30分～

※第1回目は、5月20日(木)午後1時30分から開講式を行います。

場所 セルデイ

対象 市内在住・在勤の65歳以上の人

内容 健康、福祉、本庄市の歴史などの一般教養

※詳しい講座内容は、開講式にお知らせします。

申込期間 4月12日(月)～30日(金)

申込方法 申込用紙に必要事項を記入のうえ、セルデイ
又は中央公民館へ提出

※申込用紙は、セルデイ又は中央公民館で配布します。

高齢者コース(児玉キャンパス)では
受講生全員で自治会活動を行っています

主な活動 自治会まつり、ボランティア活動など

費用 自治会費、その他(実費徴収)

クラブ活動 グラウンドゴルフ、ダンス、
ベタンク、太極拳、ハーモニカ、民謡、
カラオケ、詩吟、ペン習字、書道

◇高齢者コース(本庄キャンパス)は、平成23年度以降開講予定です。



✎ 成人者コースの申込・講座の詳細は 広報ほんじょう6月号でお知らせします

成人者コースは、年齢に関係なく市内在住・在勤の成人(学生を除く)を対象に、7月から平成23年3月までの期間、一般教養中心の講座を中央公民館や早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンターで実施します。

市民総合大学の入学式は、高齢者コース・成人者コースともに7月に実施する予定です。
詳しくは、生涯学習課 ☎ 3248 へお問い合わせください。



市民税・県民税についてのお知らせ

★課税課 ☎ 25 1 1 2 3

▶市民税・県民税の納税方法

市民税・県民税の納税（徴収）方法には、普通徴収と特別徴収があります。

普通徴収 自営業者等が該当し、通常6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて個人で納税する方法です。

給与からの特別徴収 サラリーマン等の毎月の給与から天引きし、6月から翌年5月までの12回に分けて納税する方法です。

公的年金からの特別徴収 昨年10月から、市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度が開始されました。

公的年金を受給している人のうち、今年度の4月1日に65歳以上の人で要件を満たす人が対象となります。

詳しい要件は、市ホームページでご覧いただくか課税課へお問い合わせください。なお、平成21年度年金特別徴収対象の人で平成22年度も対象となる人は、平成21年度に通知済の仮特別徴収税額が引き続き平成22年4・6・8月に年金から天引きされます。

▶市民税・県民税の納税通知書の発送について

今年度は、給与特別徴収の納税通知書を5月中旬に事業所へ、普通徴収の納税通知書を6月上旬に納税義務者へそれぞれ発送する予定です。

▶住宅借入金等特別税額控除について

住宅に入居したのが平成11年～18年又は平成21年の人で、所得税の住宅ローン控除に引ききれない額がある場合で、次の①②に該当する人は、今年度から原則、市への申告等は不要となりました。

①給与所得のみの人で、住宅ローン控除を含む年末調整済みの給与支払報告書が市に提出された人

※源泉徴収票に「住宅借入金等特別税額控除可能額」及び「居住開始年月日」の記載があることを確認してください。

②確定申告により住宅ローン控除の申告をした人

なお、住宅ローン控除の対象となる人は、納税通知書の住宅借入金等特別税額控除額欄の確認をお願いします。

▶特別徴収の人で、給与所得・公的年金等以外の所得がある場合

給与所得・公的年金等以外の所得にかかる市民税・県民税については、確定申告などを行う際に、確定申告書等の第二表の『給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択』欄にある、「自分で納付（普通徴収）」の部分にチェックを記入することにより普通徴収で納めることができます。申告書の控えをご確認ください。

▶市外に住んでいる家族を扶養している場合

扶養対象者の所得について、住所地の市区町村に照会をし、扶養できるかどうか確認しています。なお、住所地が不明などの理由で確認できない場合は、申告した人にお問い合わせをします。

▶申告書の内容の確認・訂正について

市では、納税通知書を発送する前に、税務署で申告した人の申告内容のうち、次の各項目について確認し、必要に応じて訂正しています。

①扶養にできない人を扶養にしているなど、受けられない控除を受けている場合

②申告書の計算が誤っている場合

③申告書の記載に不備がある場合

④申告した給与や年金の金額と、市に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額が、異なる場合

※確認・訂正のため、申告書の内容について、申告した人に対して、市からお問い合わせをする場合があります。

▶平成22年度（平成21年分）所得・課税証明書の交付は6月上旬を予定しています

所得・課税証明書を交付できる人は次の①から④の人です。

①市民税・県民税の申告をした人

②確定申告をした人

③勤務している会社等から給与支払報告書が市へ提出されている人

④年金支払元から年金支払報告書が市へ提出されている人

①から④以外の方は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を交付することができません。

※収入がない人、家族の扶養になっている人でも①から④に該当しない場合は同様です。

※申告をした後で市民税・県民税の税額を決定します。なお、税額の決定については、最長で2か月程度かかりますので、早めの申告をお願いします。

▶忘れていませんか!!市民税・県民税申告

平成22年度市民税・県民税の申告期限は3月15日でした。申告が必要な人でまだ済ませていない人は、速やかに申告をお願いします。